

第2回 防衛施設整備に関する有識者会議  
議 事 概 要

1 日時等

- (1) 日 時：平成30年3月28日（水）14時00分～15時20分
- (2) 場 所：防衛省68号館3階第2会議室
- (3) 出席者：

【委 員】

- 藤井 聡 （京都大学大学院工学研究科教授、内閣官房参与） [会長]
- 上野 武 （千葉大学大学院工学研究院教授） [会長代理]
- 谷口 綾子 （筑波大学大学院システム情報工学研究科准教授）
- 成田 一郎 （(公社)日本ファシリティマネジメント協会専務理事）
- 横田 弘 （北海道大学大学院工学研究院教授）

【防衛省】

大臣官房施設監、施設計画課長、施設整備官、施設技術管理官、  
施設政策室長、契約制度企画室長、防護施設研究室長、  
施設計画課企画調整官、施設整備官付整備企画官、  
施設技術管理官付技術渉外官

【オブザーバー】

陸上幕僚監部防衛部施設課、海上幕僚監部防衛部施設課

2 議 題

- (1) 前回の会議の振り返り
- (2) 諸外国の状況比較（契約制度、PPP/PFI）

3 議事概要

- (1) 前回の会議の振り返り（議題（1））について、防衛省から説明。
- (2) 諸外国の状況比較（契約制度、PPP/PFI）（議題（2））について、防衛省から説明した後、討議を実施。

4 討議概要

- (1) 諸外国の状況比較（契約制度）について
  - (委員) 諸外国は、企業側の情報保全能力をどのように確認しているのか。
  - (防衛) 各国で異なるが、入札参加企業が過去に情報漏えいしていないか、情報保全に関する研修を行っているか、参加企業が現地法人の場合は国外にある本社との情報を遮断しているか等の情報保全体制を登録時又は入札時に確認している。
  - (委員) 検討の方向性として、企業の信用・信頼を問うとのことだが、情報保全の観点から実績を評価するのか。
  - (防衛) 御指摘のとおり、国内工事や防衛省発注工事における確かな実績のある企業であれば、情報漏えいを始めとする不正な行為を行う可能性は低いものと

して評価をするものであり、少なくとも国内実績の無い企業が何らかの目的をもって防衛省関連の工事を受注することは難しくなると考えている。

(委員) 事務局が検討の方向性として示した、対象工事に応じて国内工事实績・防衛省工事实績を評価する、ステップアップ方式自体は、よい方式だと思うが、基地・駐屯地の敷地外については、これまで通りWTOに付すとのことだが、こちら情報保全に配慮すべきであり、参入条件の無い一般競争に付すことは慎重に判断してほしい。

(会長) 諸外国は安全保障・国防に関する工事については参入条件を付した一般競争としているが、防衛省は今後も参入条件の無い一般競争を続けるのか。

(防衛) 防衛省の工事は人気がなく、一件当たり平均応札者数も他の発注機関と比較して少ない値となっている。

このような状況の中で、受注者が固定化することなく、新規参入を可能とするために、参入条件の無い一般競争を残すしかないと考えている。

(委員) 防衛省の工事は人気が無いとのことだが、要因は分析しているのか。

(防衛) 防衛省の工事は、部隊の訓練や行事等による制約や入門許可に関する手続きなどの手間があるため、敬遠されていると分析している。

(会長) 一般競争ではなく、制限競争入札について比較をしても、外国との範囲も大きく違うようだが、国内で比較しても、外務省が外部に対して出せない情報があれば、指名競争としている。一方で、防衛省は職員にすら出せない情報がある場合に限り企画競争とのことだが、範囲が狭すぎないか、防衛省の方が重要な保全情報があると考えますが、制限競争の範囲を変えるつもりはないのか。今回の検討の方向性が最終形ということではなく、今後の状況を見てやはり制限競争の範囲を拡大していく必要性を感じた。

(防衛) 以前は、防衛省においても自衛隊特有の施設については「安全保障に関する工事」として、一定の割合を指名競争としていたが、現在これを廃止している。今回の検討では、現在の応札、入札状況も踏まえ、一般競争に制限を付すというのが現実的との考えだが、引き続き議論したいと考えている。

(委員) マーケットの論理と統治の論理を混同していないか、アメリカですらマーケットの論理に反し、広い範囲を制限競争としている。防衛省は統治の論理に立って制限競争の範囲を設定することも必要ではないのか。

(防衛) 制限競争について、防衛省と外務省を比較すると、防衛省が企画競争としている範囲は、特に重要な情報保全を必要としており、保全能力を争った上で、1社のみに対してその情報を提供している。

一方、外務省の指名競争は、複数の者に情報を提供し価格競争を行っている。当省の考えは、本当に重要な情報だけに絞って行う企画競争については、今後もしっかり維持していく一方、そこまで重要ではない情報については、あえて制限競争ではなく、一般競争として実績を問う形で信用・信頼を確保していこうということである。いずれにせよ、御意見を踏まえて今後の制度設計を検討したい。

(2) 諸外国の状況比較 (PPP/PFI) について

(会長) 事務局に各国のPPP/PFIの事例を収集いただいた。通常のPFIの

場合、いわゆるキャッシュフローが大量にあって、要するにお金儲けをできるプロジェクトで、その部分を民間の企業が担当し、政府と上手く調整しながら民間の活力を使うという話だが、国防、軍事、防衛はそういうことが上手くできる様なものがないという構造があるということが確認できた。様々な事例を確認しながら、採用できるところは採用していけばいいわけであって、排除する必要はないというのが事務局の提案だったと思う。

(委員) 事業期間が終わった後、各国どのような形で施設を維持及び管理をしていくのか情報はるか。

(防衛) 海外のPFIは、40～50年の契約期間など、かなり長期間でやっているの、まだ結果というのは目にしていないが、例えば防衛省でPFIを導入した事業を参考例として言えば、公務員宿舎と呉の史料館があり、公務員宿舎は既に事業期間が満了し、財産自体は官側の方に移管して、通常の直轄で建てた宿舎と同じように官側が運営している。呉の史料館は、設計、建設、維持管理、運営を9年の事業期間としてPFIを導入し、第1期目が満了している。施設・展示の一部改修、維持管理、運営を第2期として継続中で、こちらが数年後に満了となるので、引き続き、第3期を検討している。

(委員) 事業期間が終わった後は官側で管理するという話だが、今現在の管理方法をまず見直していかない限りは、ただ古くなっていき、結果として使い続けられないということにならないように考える必要があると思う。

(会長) 留意すべき事項として仰って頂いたと思う。他はいかがか。

(委員) この後の作業を考えるに当たって、1点目はどこまで民間に任せられるのかという線引きを防衛省の中で行う必要がある、整理していただきたい。2点目はお金の支払い方を一括で行うのか分割で払うのか、防衛省でできることを明らかにして、それで民間事業者がどういうメリットを選べるのかについて考えていくべきと思う。

あとは、他の官庁にも色々と重要な施設があり、そういった官庁でも相当PFI/PPP系をされているということを知ったので、その事例収集もしてみるといいのではないかと思う。

(委員) 本来、国防としてのファシリティマネジメントがどうあるべきか、基本方針を概略でも決める必要があると思う。そして、自らの施設状況が瞬時に分かるようにデータベース化することが第一歩である。

工事入札については、金額だけで判断するのではなく、総合評価をしたり、工期を配慮するなど防衛省の特性を鑑み、品質を確保するようにされたい。

また、PFI/PPPも同じだが、民間を巻き込んでメリットのないものに民間は手を出さないの、民間と一緒にやると楽しい、民間に任せたら上手くいくというのも一つであり、民間、住民が喜んで一緒にやりたがる施設をうまくPFI/PPPでやるというふうになると面白いのかなと思う。

(会長) 各委員の御指摘について、これからPFI等を進める際の参考にしていただければと思う。

以上